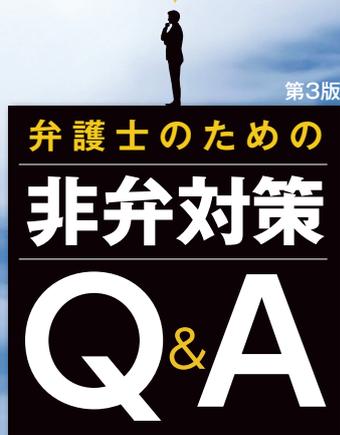


非弁行為 に加担しない、

非弁提携 を持ちかけられない弁護士になる!

これって非弁提携?



深澤諭史
著

第一法規

これって非弁提携?

第3版 弁護士のための

非弁対策

Q&A

深澤 諭史 著

【体裁】 A5判 / 370頁

【定価】 4,180円 (本体:3,800円+税10%)

本書の特徴

01 相手方に非弁業者が登場した場合の**対処方法**、非弁業者の被害に遭ってしまった一般市民の方からの**相談への対応**、非弁提携業者の「**手口**」についても具体事例とともに解説

02 「非弁行為」教唆・ほう助、「非弁提携」との疑いをかけられ、懲戒請求を受ける**リスクを防止できる**

03 他士業との正しい境界を知ることで、業務領域における争いを**未然に予防**することができる

04 **事務職員への依頼の限界ライン**を理解することで、**円滑な業務を可能にする**

第3版の改訂ポイント!

弁護士法72条、27条を中心とした関係法規・規程はもちろん、新型非弁提携、他士業連携と非弁提携規制、ファクタリングやリーガルテック等の問題も、改訂版発刊後の社会情勢を踏まえてわかりやすく解説
弁護士が非弁問題を正しく理解し、安心して弁護士業務を行うための**必携書**



第一法規

東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560
<https://www.daiichihoki.co.jp>

Tel. 0120-203-694
Fax. 0120-302-640

第1

非弁行為・非弁提携の一般論

- 1 はじめに一弁護士法と非弁の基本
- 2 近年増加しているケース「新型非弁」に注意

第2

他士業との境界線と非弁行為に対する対処方法

- 1 弁護士による業務独占と他士業との関係
ーそれぞれ法は何を定めているか
- 2 他士業と一緒に仕事をするときの注意点
- 3 非弁業者／他士業との業際問題への正しい対処方法
- 4 非弁リスクのある企業との付き合い方の注意点

第3

事務職員との境界線

- 1 事務職員へ依頼してよいこと、だめなこと
- 2 事務職員が勝手に非弁行為をしてしまった場合の対応

第4

具体的問題例

- 1 個人からの相談
- 2 企業からの相談
- 3 自治体からの相談
- 4 他士業からの相談
- 5 違反を見つけた場合の対応例
- 6 弁護士会の「負担金」と弁護士法72条の問題

第5

おわりに

- 1 いまだに非弁行為・非弁提携が横行する理由
- 2 非弁行為・非弁提携と弁護士

(1) セミナーと質問と法律相談

Q107 セミナー（講演会）の依頼を受けて登壇して話すのですが、その後に質問タイムが設けられています。それに答えると法律相談となり、会社の主催、そして有料で開催するセミナーでそれを行うと、非弁行為になってしまいそうですが、問題ないでしょうか。

A107 問題ありません。報酬目的を満たさないか、鑑定に当たらないでしょう。

解説

I セミナーの質問タイムと法律相談

弁護士としてセミナーなどで話すことは珍しいことではありませんが、その後に質問タイムが設けられることがよくあります。

法律についてセミナーで話して、その後を受け付ける質問であれば、それは当然、セミナーで扱った法律に関するものです。そうすると、これは法律相談である、ということになりそうです。

そのセミナーが弁護士単独で開催しているのであれば問題はないのですが、通常は、会社などが関与しており、また、有料のセミナーであれば、会社が利益の一部を受け取るようになります。

そうすると、会社と弁護士とが共同して報酬を受け取って法律相談を行ったのではないか、これは、非弁行為にならないか、という問題が生じます。

第4 具体的問題例

Column.5

非弁提携に陥った場合の脱出方法

弁護士法人の破綻について、非弁業者による支配が原因と疑われる事態が発生する、あるいはSNS上で「あの事務所は非弁提携らしい」といった噂が飛び交うなど、近年、非弁提携はもはや弁護士にとって決して遠い世界の話ではなくなっているように見受けられます。

こうした不正行為の存在は、業界内部でも注目され、それだけではなく、時に世間に大きく報道されるようになりました。

特に取り沙汰されるのは、非弁提携を長期的に継続した結果、経済的に破綻し、依頼者の預り金を使い込むなどで、多くの依頼者に損害を与えるような深刻なケースです。

しかし、現実には、そこまで至らずとも、非弁提携が発覚して一部の経済的損失・懲戒処分を受けたものの、破局的な結末に陥らず済んだ例も存在するでしょう。さらに、早期の段階で疑念を抱き、関係解消に成功して大きな損害を回避し、処分が軽微なもので終わったり、場合によっては「お咎めなし」に近い状態で収束した事例もあるかもしれません。

非弁提携というと、往々にして「一度やったら破滅」というイメージが強く、業界全体が高い警戒心をもってこれを非難し続けることは当然です。しかし、その渦中にある弁護士個人はともかくとして、依頼者は何も悪くあり

お申し込みはコチラ

<クレジットカードでもお支払いいただけます>



第一法規ストア

検索

CLICK!

キリトリ線

書名	価格	部数
第3版 これって非弁提携？ 弁護士のための非弁対策Q&A [096123]	定価4,180円(本体3,800円+税10%)	部

*弊社宛直接お申し込みいただく場合、一回のご注文でお届け先が一箇所、お買い上げ合計金額5,000円(税込)以上のご注文は、国内配送料サービスといたします。また、お買い上げ合計金額5,000円(税込)未満のご注文については、国内配送料550円(税込)にてお届けいたします。
*消費税は申込日時の適用税率に依ります。

◎上記のとおり申し込みます。代金については、次に示す方法にて支払います。

*現在、弊社とお取引のないお客様につきましては、代金引換にてお支払いをお願い申し上げます。

(いずれかを✓で選択ください。) 代金引換により支払います。 現品到着後請求書により支払います。

*代金引換手数料について 一回あたりのご購入金額 (商品の税込価格+送料)の合計が	1万円以下の場合、330円(税込) 3万円以下の場合、440円(税込) 10万円以下の場合、660円(税込)	※送料・代引手数料を含む合計金額は、商品のお届け時に配送業者 に現金でお支払いください。その際、クレジットカードはご利用 いただけません。
---	--	---

年 月 日

〒 ー

事務所名 公用 私用フリガナ TEL ー ー
ご氏名 様 ㊞ E-mail @

お客様より預かりした個人情報、納品や請求書の発送・アフターサービス、弊社製品・サービスのご案内などの目的のために利用させていただきます。また、お客様の個人情報は、弊社ホームページに掲載のプライバシーポリシーに基づき適切に取り扱います。なお、個人情報についての照会、修正・削除・利用停止を希望される場合、その他お問い合わせにつきましては、お問合せフォーム(https://www.daiichihokai.co.jp/support/contact/contact.php)からフリーダイヤルにてご連絡ください。フリーダイヤル ㊞TEL.0120-203-696 ㊞FAX.0120-202-974

取扱い

この申込書は、ハガキに貼るか、このままFAXで下記宛お送りください。

■宛先
〒107-8560
東京都港区南青山2-11-17
第一法規株式会社
㊞FAX.0120-302-640

書店印